

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第14条第2項
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者の廃止命令
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「法」という。）第8条（欠格事由）
処 分 基 準： インターネット異性紹介事業者が法第8条各号のいずれかに該当する場合には、事業の廃止を命ずることとする
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係 （058-271-2424）
備 考：